

議案第 7 1 号

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市屋外スポーツ施設（以下「屋外スポーツ施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るため、屋外スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 屋外スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用時間)

第4条 屋外スポーツ施設の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第5条 屋外スポーツ施設の休業日は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開業し、又は臨時に休業することができる。

(利用の許可)

第6条 屋外スポーツ施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外スポーツ施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 屋外スポーツ施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利行為若しくは商業宣伝を目的とするとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、公用に供するとき又は公益上特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第13条第2項の規定により市長が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害その他特別の理由により利用を中止したとき。

（特別の設備等）

第11条 利用者は、屋外スポーツ施設に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第12条 利用者は、屋外スポーツ施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第6条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

（許可の取消し及び利用の中止命令）

第13条 教育委員会は、利用者が前2条の規定に違反したときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（損害賠償）

第14条 利用者は、故意又は過失によって屋外スポーツ施設の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第15条 教育委員会は、屋外スポーツ施設の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるこ

とができる。

- 2 指定管理者の指定の手續等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 前条第1項の規定により屋外スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第2条の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 屋外スポーツ施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 屋外スポーツ施設の施設、設備、備品等の維持管理に関する業務
- (4) 第8条に規定する使用料の収納に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 第15条第1項の規定により指定管理者が屋外スポーツ施設の管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 利用者等に対して適切なサービスを行うこと。
- (3) 利用者等に対して不当な差別的扱いをしないこと。
- (4) 屋外スポーツ施設の施設、設備、備品等の保全を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

（指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等）

第18条 第15条第1項の規定により屋外スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条ただし書中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」と、第5条ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて」と、第6条、第7条、第10条第2号、第11条ただし書、第12条及び第13条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより屋外スポーツ施設の管理を行う者（以下「屋外スポーツ施設の管理者」という。）に変更があった場合において、変更前の屋外スポーツ施設の管理者により行われた第6条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可は、変更後の屋外スポーツ施設の管理者により行われたものとみなす。

（規則への委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、屋外スポーツ施設の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（岩倉市立学校照明設備使用料条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岩倉市立学校照明設備使用料条例(昭和53年岩倉市条例第22号)

(2) 岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例（昭和57年岩倉市条例第36号）

(3) 岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和63年岩倉市条例第17号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に屋外スポーツ施設の利用の許可を受けている者は、第6条（第18条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

4 第2項第2号の規定による廃止前の岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。

5 第2項第3号の規定による廃止前の岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第9条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（準備行為）

6 屋外スポーツ施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等は、施行日前においても、第15条第2項の規定の例により行うことができる。

別表第1（第3条関係）

名称	位置
岩倉北小学校運動場照明施設	岩倉市本町南新溝廻間2番地
南部中学校運動場照明施設	岩倉市曾野町江毛1番地
野寄テニスコート	岩倉市野寄町火吹6番地
野寄スポーツ広場	岩倉市野寄町火吹6番地
石仏スポーツ広場	岩倉市石仏町五山寺1番地

別表第2（第4条関係）

区分	利用時間
岩倉北小学校運動場照明施設	(1) 5月1日から8月31日まで 午後7時から午後9時まで (2) その他の期間 午後6時から午後9時まで
南部中学校運動場照明施設	午後7時から午後9時まで
野寄テニスコート	(1) 4月1日から9月30日まで 午前7時から午後9時まで (2) 10月1日から11月30日まで 午前9時から午後9時まで (3) その他の期間 午前9時から午後5時まで
野寄スポーツ広場及び石仏スポーツ広場	(1) 5月1日から9月30日まで 午前7時から午後7時まで (2) その他の期間 午前9時から午後5時まで

別表第3（第5条関係）

区分	休業日
岩倉北小学校運動場照明施設	1月1日から3月31日まで及び11月1日から12月31日まで
南部中学校運動場	(1) 月曜日

照明施設	(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
野寄テニスコート、野寄スポーツ広場及び石仏スポーツ広場	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

別表第4（第8条関係）

区分	単位	使用料
岩倉北小学校運動場照明施設	30分につき	770円
南部中学校運動場照明施設	軟式野球に使用する場合	1,320円
	その他の場合	1,100円
野寄テニスコート	テニスコート1面	440円
	照明設備1面	110円
	管理棟内シャワー	1回につき50円